

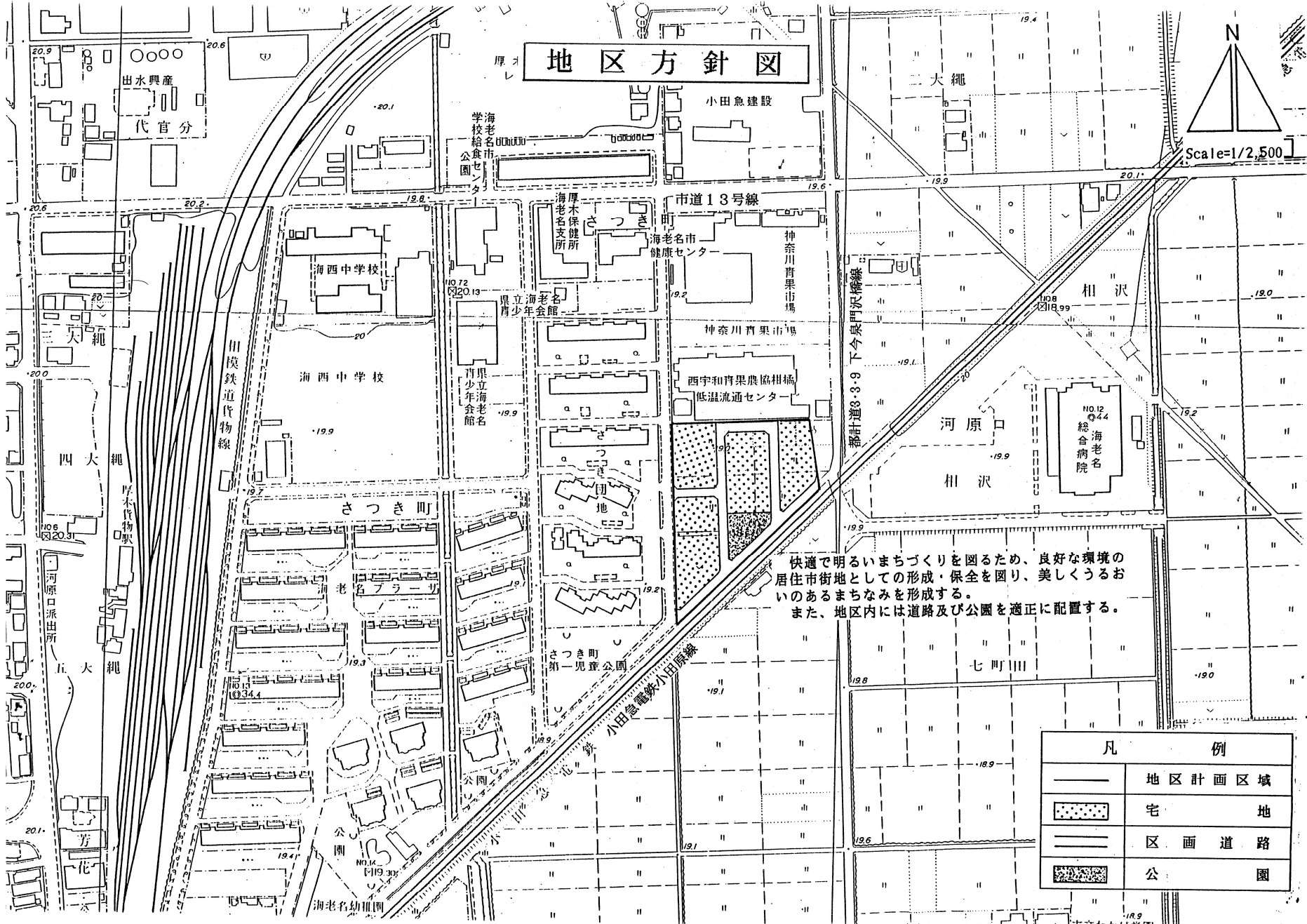
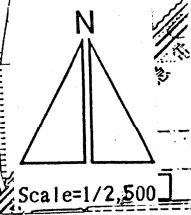
海老名都市計画地区計画の変更 (海老名市決定)

都市計画河原口地区地区計画を次のように変更する。

名 称		河原口地区地区計画	
位 置		海老名市河原口字四大縄	
面 積		約 0.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、厚木駅から近距離に位置し、河原口土地区画整理事業の施行により、道路及び公園等の公共施設整備が行われた区域であり、土地利用、地区施設及び建築物に関する方針を定め、良好な居住環境の維持・増進に努め「快適で明るいまちづくり」を目標とする。	
	土地利用の方針	快適で明るいまちづくりを図るため、良好な環境の居住市街地としての形成・保全を図り、美しくうるおいのあるまちなみを形成する。 また、地区内には道路及び公園を適正に配置する。	
	地区施設の整備の方針	地区施設は、幅員 6.0m の区画道路及び公園(1箇所)を適正に配置し整備する。	
	建築物等の整備の方針	居住環境に弊害のある建築物の用途を制限するとともに、ゆとりある市街地空間を形成するために、敷地面積の最低限度、壁面の位置及びかき・さく当について基準を設けることにより、快適な住環境が確保されるように誘導する。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路	幅員 6.0m
		公園	1箇所 550㎡
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(に)項に掲げるもの (2) 2階以上の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿以外の用途に供するもの。
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は、1.0m以上とする。 2 前項に定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に掲げるものにあつてはこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの。 (2) 自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内であるもの。
かき又はさく	構造の制限	生け垣、又は高さ1.8m以下で透視可能なフェンス、鉄柵等とすることとし、基礎の立ち上がりは0.6m以下とする。	
備考			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

# 地区方針図



快適で明るいまちづくりを図るため、良好な環境の居住市街地としての形成・保全を図り、美しくうるおいのあるまちなみを形成する。  
また、地区内には道路及び公園を適正に配置する。

凡 例	
	地区計画区域
	宅 地
	区画道路
	公 園